

**新型コロナウイルス感染症の
電話相談(8月30日時点)**

[発熱などの症状の相談] かりつけ医がいない場合＝電話でかりつけ医へ ▶いない場合＝東京都新型コロナ相談センター ☎0120-670-440 *受け付けは24時間(土・日曜日、祝日を含む) / 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443 *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) *感染症による不安やストレスなどの相談も可 *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照 **[後遺症の相談]** 墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443(最初に「後遺症の相談」と伝える) *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

新型コロナワクチン接種の問合せ

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

**新型コロナウイルス感染症と新型コロナワクチン接種に関する
最新情報は区ホームページをご覧ください**

新型コロナウイルス感染症 | 新型コロナウイルスワクチン接種

区 HP

**申請期限は9月30日です
墨田区価格高騰重点支援給
付金**

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯(住民税非課税世帯等)に対し、墨田区価格高騰重点支援給付金を支給します。対象や申込み等の詳細は下表をご覧ください。

[給付金額]1世帯3万円 **[申請期限]**9月30日(消印有効) **[問合せ]** 墨田区価格高騰重点支援給付金専用ダイヤル ☎6732-8471 *受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日を除く)

区分	要件	申込み
基本対象世帯	次の全ての要件を満たす世帯の世帯主 ▶4月1日時点で墨田区に住民登録がある ▶世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である	必要書類を郵送で申請期限までに〒130-8770厚生課臨時特別給付金担当へ *全ての対象世帯に必要な書類等の詳細が記載された確認書を送付済み(対象と思われる方で確認書が届かない場合や、確認書の再発行が必要な場合は問合せ先へ)
特例対象世帯	次の全ての要件を満たす世帯の世帯主 ▶4月2日～6月1日に墨田区に住民登録をした ▶世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である ▶4月1日以降に、墨田区以外の市区町村から価格高騰重点支援給付金と同等の給付金を受給しておらず、かつ、受給のための手続きをしていない	電話で問合せ先へ(受け付け後、申請書等を送付)

- ① 条例により住民税均等割が全額免除されている世帯員を含みます。
- ② 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。
- ③ 配偶者からの暴力を理由に避難している等、配慮が必要な方も、一定の要件を満たす場合に、本給付金の対象となる可能性があります。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

**結核をもっとよく知りましょう
結核予防週間**

9月24日～30日は「結核予防週間」です。結核は決して過去の病気ではありません。現在でも毎年全国で約1万人以上、墨田区では昨年の1年間で33人の方が新たに結核を発病しています。

結核の主な症状は、咳や痰、発熱、体重減少です。結核の多くは薬を飲めば治りますが、早期の治療が大切です。咳などの症状が2週間以上続くときは結核を疑い、早めに医療機関を受診しましょう。また、症状がなくても、年に1回は胸部

エックス線検査を含む健康診断を受けましょう。さらに、乳幼児は抵抗力が弱く、結核菌に感染すると重症になりやすいため、命に関わることもあります。1歳までにBCG予防接種を受けましょう。

[問合せ] 保健予防課感染症係 ☎5608-6191

**10月1日の申込分から料金が変わります
粗大ごみ処理手数料**

23区では、家庭から出される粗大ごみや、事業活動に伴い発生するごみ・資源物等の処理費用を、「処理手数料」として排出者が負担するよう定めています。この処理手数料は、実際の処理費用との差を解消し受益者負担の適正化を図るために、定期的に見直しを行っており、10月1日に改定することとしました。

この改定に伴い、粗大ごみの処理手数料が、10月1日の申込分から下表のとおり変更となります。詳細は粗大ごみの申込みの際に問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[問合せ] すみだ清掃事務所 ☎5608-6922

主な品目	料金	
	変更前	変更後
ふとん、スーツケース	400円	変更なし
ベビーベッド、ストーブ(ファンヒーター)	800円	900円
シングルベッド(ベッドマットを除く)、机(両袖机を除く)	1200円	1300円
ランニングマシン、ソファ(2人以上用のもの)	2000円	2300円
両袖机、箱物家具(高さ・幅の合計が360cm以上のもの)	2800円	3200円

**申込期間を延長します
住宅修築資金融資あっせん
事業**

高齢者や障害のある方が、新しい生活様式に対応した住宅環境にするために、専用室の設置や生活しやすくなるよう自宅の修築等を行う場合、修築資金の融資をあっせんし、融資の利子を所得制限なく区が全額補助します。

融資の際には金融機関の審査があります。申込方法等の詳細は、お問い合わせください。

[対象者] 次のいずれかに該当する方とその家族
▶65歳以上である ▶身体障害者手帳(1級～4級)または愛の手帳(1度～4度)、精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)を持っている ▶脳性まひまたは進行性筋萎縮症である ▶国の指定難病等の難病医療費助成を受けている *ほかにも要件あり **[対象住宅]** 申込人が修築後居住する区内の住宅 **[申込期間]** 12月28日まで **[融資限度額(工事に係る金額の範囲)]** 500万円 **[融資利率]** 年利2.0% **[償還方法]** 元金均等月賦償還 **[問合せ]** 住宅課計画担当 ☎5608-6215

**ぜひ、家族でご利用ください
ふれあい入浴デー**

9月18日の敬老の日は「ふれあい入浴デー」です。ここにこ入浴証をお持ちの方と、その方と一緒に入浴する家族は、区内の公衆浴場を半額で利用できます。

[とき]9月18日(祝) **[ところ]** 区内の公衆浴場 **[対象]** ここにこ入浴証をお持ちの方および一緒に入浴する家族 **[費用(通常の入浴料金の半額)]** ▶12歳以上の方=260円 ▶6歳～11歳の方=100円 ▶5歳以下の方=50円 **[問合せ]** 高齢者福祉課支援係 ☎5608-6168・FAX5608-6404 *詳細は区ホームページを参照

**ぜひ、ご参加ください
すみだ1ウィーク・ウォーク**

区では、皆さんがいつまでも健康に過ごせるように「健康寿命UP大作戦!」を展開しています。この取組の1つとして「すみだ1ウィーク・ウォーク「ウォーキングチャレンジプログラム」」を実施します。

[期間]10月14日(土)～11月12日(日)のうち連続する7日間 **[対象]** 区内在住在勤在学の方、区内で活動するグループ・企業等 **[参加方法]** 歩数計や専用アプリ「aruku&」等を使い、7日間の総歩数を記録して区へ提出 *「aruku&」を使用する場合は自動集計されるため区への提出は不要 *「aruku&」は下記コードからダウンロード可 **[費用]** 無料 **[問合せ]** 保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514 *詳細は区ホームページを参照



aruku&



区HP



**納期限は10月2日です
固定資産税・都市計画税
(第2期分)**

令和5年度固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は10月2日です。納付書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア等で、納期限までに納めてください。納税は、スマートフォン決済アプリが利用できるほか、地方税お支払サイトからクレジットカードでも納付できます。また、口座振替や金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキングおよびATMでも納付できます。

[問合せ] ▶固定資産税・都市計画税＝墨田都税事務所 ☎3625-5061 ▶口座振替＝都主税局徴収部納税推進課 ☎3252-0955、税務課税務係 ☎5608-6008